

。 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

改正後	現行
（資本金、基金、準備金等の計算） 第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項、第六十一条第一項及び第九十条第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、価格変動準備金、支払備金、責任準備金（規則第六十一条第一号に規定する生命保険株式会社にあつては契約者配当準備金を含み、規則第三十条の五第三項に規定する生命保険相互会社にあつては社員配当準備金を含む。）及び評価・換算差額等（規則第八十六条第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した残額とする（当該控除した残額が零未満となる場合は、零とする。）。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない生命保険会社又は事業開始後五事業年度を経過していない損害保険会社については、零とする。 一 規則第八十六条第一項第一号から第三号の二まで、第六十一条第一項第一号から第三号の二まで又は第九十条第一項第一号から第三号の二までに掲げる額 二 その他有価証券評価差損（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。以下同じ。） 三 生命保険会社（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあつては第四項第一号イ①から同号イ②を控除した額、損害保険会社（外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあつては同号ロ①から同号ロ②を控除し	（資本金、基金、準備金等の計算） 第一条 （新設）

た額

四 第四項第二号及び第四号に掲げる額

2| 規則第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するその他有価証券）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする（「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するものをいう。以下同じ。）。

3| (略)

4| 規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 保険料積立金等余剰部分（次に掲げる額をいう。）

イ 生命保険会社にあつては、次の(1)に掲げる額から次の(2)及び(3)に掲げる額の合計額を控除した残額

(1) 保険料積立金及び未経過保険料の合計額

(2) 保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額又は保有する保険契約（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額

(3) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、規則第六十九条第五項の規定に基づき積み立てた保険料積立金の額を積み立てていな

保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するその他有価証券）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする（「その他有価証券」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するものをいう。以下同じ。）。

3| (略)

規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 保険料積立金等余剰部分（生命保険会社（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあつては、保険料積立金及び未経過保険料の合計額のうち、保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額又は保有する保険契約（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のいずれか大きい額を超過する額をいい、損害保険会社（外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあつては、払戻積立金のうち、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法（保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法である場

いものとして、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百二十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である保険料積立金の額

ロ 損害保険会社にあつては、法第四条第二項第四号に掲げる書類において、保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法で積み立てることを規定している契約について、次の（1）に掲げる額から次の（2）及び（3）に掲げる額の合計額を控除した残額

（1） 払戻積立金の額

（2） 法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従つて計算した払戻積立金の額

（3） 算出日において、規則第七十条第三項の規定に基づき積み立てた払戻積立金の額を積み立てていないものとして、法第百一十一條第一項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である払戻積立金の額

二（略）
（削る）

三 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）として次の算式により得られる額（ただし、繰延税金資産の額が零である会社（繰延税金資産の算定にあたり繰延税金資産から控除された額がある会社に限る。）にあつては零とする。）

合に限る。）に従つて計算した額を超過する額をいう。）

二（略）

三 生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下同じ。）にあつては、将来利益（有配当保険契約について減配することによりリスク対応財源として期待できるものをいう。）として、契約者配当準備金繰入額又は社員配当準備金繰入額の直近の五事業年度（外国生命保険会社等にあつては、日本における五事業年度）の平均値に相当する額又は直近の事業年度（外国生命保険会社等にあつては、日本における直近の事業年度）の額のいずれか小さい額に百分の五十を乗じた額

四 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）として次の算式により得られる額（ただし、繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が零である会社（繰延税金資産の算定にあたり繰延税金資産から控除された額があ

四 (略)

五 負債性資本調達手段等（次に掲げるものの額の合計額をいう。）

イ 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

(1) (略)

(2) 第九項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

(3)・(4) (略)

ロ (略)

5 前項第一号及び第五号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、算入限度額（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した残額をいう。以下同じ。）から第一項第三号に掲げる額を控除した残額（以下「中核的支払余力」という。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額から当該超過する額を控除した額とする。

6 前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第五号イに規定する負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（延期された利払を行う必要がないものをいう。）又は累積型（延期された利払が累積し、翌期以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。）のものであって利払の義務の延期に制限がないものをいう。

7 第四項第三号に掲げる額については、同項の規定にかかわらず、算入限度額を限度として算入することができるものとする。

(削る)

(削る)

8 第四項第五号ロに掲げるもの（残存期間が五年以内になったものに

る会社に限る。）にあつては零とする。）

五 (略)

六 負債性資本調達手段等（次に掲げるものの額の合計額をいう。）

イ 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

(1) (略)

(2) 第六項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

(3)・(4) (略)

ロ (略)

(新設)

(新設)

4 前項第六号に掲げる額については、次に掲げる額の合計額（次項において「算入限度額」という。）を限度として算入できるものとする。

一 規則第八十六条第一項第一号から第三号の二まで、第六百六十一条第一項第一号から第三号の二までに掲げる額

二 前項第一号、第二号及び第五号に掲げる額

5 第三項第六号ロに掲げるもの（残存期間が五年以内になったものに

あつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価格の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）については、中核的支払余力の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

9| 第四項第五号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限る、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一・二（略）

10| 第四項第五号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後、一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

第一条の二 法第百三十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げる額の計算にあつては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第百六条第一項第三号から第五号までに掲げる会社を子会社等（法第百十條第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第四項第五号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む）

あつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価格の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）については、算入限度額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

6| 第三項第六号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限る、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一・二（略）

7| 第三項第六号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後、一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

第一条の二 法第百三十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げる額の計算にあつては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第百六条第一項第三号から第五号までに掲げる会社を子会社等（法第百十條第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第三項第六号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む）

む。) における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額 (次項において「控除額」という。) を控除するものとする。

2 前項の場合における意図的に保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段が当該他の保険会社等又は子会社等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際の額
一 前条第四項第五号イに掲げるもの	前条第四項第五号イに掲げるものの額のうち算入されない額
二 前条第四項第五号ロに掲げるもの	次に掲げる額の合計額 イ 前条第四項第五号ロに掲げるものの額のうち算入されない額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

(各リスクの計算)

第二条 (略)

2 4 (略)

5 規則第八十七条第三号イ及び第六十二条第三号イに規定する額 (価額変動等リスク相当額) は、別表第七に掲げるそれぞれのリスク対象資産の貸借対照表計上額から別表第七の二に掲げるそれぞれのリ

む。) における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額 (次項において「控除額」という。) を控除するものとする。

2 前項の場合における意図的に保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段が当該他の保険会社等又は子会社等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際の額
一 前条第三項第六号イに掲げるもの	前条第三項第六号イに掲げるものの額のうち算入されない額
二 前条第三項第六号ロに掲げるもの	次に掲げる額の合計額 イ 前条第三項第六号ロに掲げるものの額のうち算入されない額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

(各リスクの計算)

第二条 (略)

2 4 (略)

5 規則第八十七条第三号イ及び第六十二条第三号イに規定する額 (価額変動等リスク相当額) は、別表第七の区分によるリスク対象資産の額 (貸借対照表計上額とする。) にそれぞれのリスク係数の欄に

スク対象資産に対応する対象取引残高を控除した残額（デリバティブ取引によるリスクヘッジ効果を得るために同表に掲げるリスク対象資産に対応する同表に掲げるデリバティブ取引を行っている場合には、当該貸借対照表計上額を限度として、同表のリスクヘッジの効果の額を控除した残額）にそれぞれのリスク対象資産に係る別表第七のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額から、別表第七の三１．に規定する分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果をいう。以下同じ。）の額を控除した残額とする。

6 規則第八十七条第三号ロ及び第百六十二条第三号ロに規定する額（信用リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 別表第八に掲げるリスク対象資産の貸借対照表計上額にそれぞれのリスク対象資産に係る別表第九に掲げるランクに応じた別表第八のリスク係数の欄に掲げる率（次号において「ランク別リスク係数」という。）を乗じて得た額を合計した額

二 金融保証（債券又はデリバティブ取引に係る債務の保証（再保険を含む。）をいう。以下同じ。）の保証金額（当該金融保証について支払備金に相当するものを積み立てている場合には、その額を控除した額）に当該金融保証の対象であるそれぞれのリスク対象資産に係るランク別リスク係数を乗じて得た額を合計した額から、当該金融保証に係る未経過保険料の額を控除した残額

7 (略)

8 規則第八十七条第三号ニ及び第百六十二条第三号ニに規定する額（デリバティブ取引リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 先物取引に係るリスク相当額として別表第十一に掲げる取引の種類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額（ただし、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。）に別表第十二のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計

掲げる率を乗じた額の合計額から、分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果をいう。）として当該合計額に生命保険会社にあつては百分の三十、損害保険会社にあつては百分の二十を乗じた額を控除した額とする。

6 規則第八十七条第三号ロ及び第百六十二条第三号ロに規定する額（信用リスク相当額）は、別表第八の区分によるリスク対象資産の額（貸借対照表計上額とする。）にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額とする。この場合において、同表に掲げるランクは別表第九の定義によるものとする。

7 (略)

8 規則第八十七条第三号ニ及び第百六十二条第三号ニに規定する額（デリバティブ取引リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。

一 先物取引に係るリスク相当額として別表第十一に掲げる取引の種類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額（ただし、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。）に同表のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

額

二 オプション取引に係るリスク相当額として別表第十一に掲げる取引の種類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額（ただし、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っている」と認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。）に別表第十二のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

三 スワップ取引等に係るリスク相当額として別表第十三に掲げる取引の種類に応じ、同表に掲げるオリジナル・エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかにより計算した額の合計額に別表第八の貸付金、債券及び預貯金に係るランク2のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

9| 規則第八十七條第三号水及び第六十二條第三号ホに規定する額（信用スプレッドリスク相当額）は、別表第十四の取引の区分に応じたりリスク対象資産の額にリスク係数の欄に掲げるリスク対象資産の所在地の区分に応じた率を乗じた額の合計額とする。

10| 規則第八十七條第三号へ及び第六十二條第三号ホに規定する額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 再保険リスク相当額として別表第十五に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

二 再保険回収リスク相当額として別表第十六に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

11| 規則第八十七條第四号及び第六十二條第四号に規定する額（経営管理リスク相当額）は、規則第八十七條第一号から第三号まで又は第六十二條第一号から第三号までに規定する各リスク相当額の合計額に、別表第十七に掲げる対象会社の区分に応じ、同表のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額とする。

（リスクの合計額）

二 オプション取引に係るリスク相当額として別表第十二に掲げる取引の種類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額（ただし、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っている」と認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。）に同表のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

三 スワップ取引等に係るリスク相当額として別表第十三に掲げる取引の種類に応じ、同表に掲げるオリジナル・エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかにより計算した額の合計額に別表第八のランク2のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

（新設）

9| 規則第八十七條第三号水及び第六十二條第三号ホに規定する額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 再保険リスク相当額として別表第十四に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

二 再保険回収リスク相当額として別表第十五に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

10| 規則第八十七條第四号及び第六十二條第四号に規定する額（経営管理リスク相当額）は、規則第八十七條第一号から第三号まで又は第六十二條第一号から第三号までに規定する各リスク相当額の合計額に、別表第十六に掲げる対象会社の区分に応じ、同表のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額とする。

（リスクの合計額）

第三条 規則第八十七条に規定する同条各号に掲げる額（リスク相当額）を基礎として計算した額は、別表第十八の算式により計算した額とする。

2 (望)

別表第一

(略)

備考

1. リスク対象金額となる危険保険金額、個人年金保険期末責任準備金及び危険準備金積立限度額からは、出再額を控除し、受再額を加算する。

2. 個人年金保険期末責任準備金額からは、確定年金の支払を約した個人年金保険契約（確定年金以外の支払に契約内容を変更できるものを除く。）に係る責任準備金の額及び当該個人年金保険契約以外の個人年金保険契約であって、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを算出方法書に定めている保険契約（年金支払開始前であるものに限る。）に係る責任準備金の額を除く。

別表第一の二

(略)

備考

1. リスク対象金額となる危険準備金積立限度額からは、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。

別表第三

保険の種類	保険料基準		保険金基準	
	リスク	リスク	リスク	リスク
	対象金額	係数	対象金額	係数
火災保険	正味既経	15%	正味発生	33%
(家計地震保険を除く。)	過保険料		保険金	

第三条 規則第八十七条に規定する同条各号に掲げる額（リスク相当額）を基礎として計算した額は、別表第十七の算式により計算した額とする。

2 (望)

別表第一

(略)

備考

・ リスク対象金額は、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。

・ 個人年金保険期末責任準備金額からは、確定年金を約した保険契約（確定年金以外の保険契約に契約内容を変更できるものを除く。）に係る責任準備金額及び確定年金以外を約した保険契約であって、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを算出方法書に定めている保険契約（年金支払開始前のものに限る。）に係る責任準備金額を除く。

別表第一の二

(略)

備考

1. リスク対象金額は、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。

別表第三

保険の種類	保険料基準		保険金基準	
	リスク	リスク	リスク	リスク
	対象金額	係数	対象金額	係数
火災保険	正味既経	12%	正味発生	33%
(家計地震保険を除く。)	過保険料		保険金	

傷害保険		14%		33%
自動車保険		13%		22%
船舶保険		66%		81%
積荷保険		20%		44%
その他の保険 （自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）		27%		41%

備考

- 家計地震保険とは、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地震保険契約をいう（以下同じ。）。
- 正味発生保険金については、巨大災害に係るものの額を除くこととし、直近の三事業年度（外国保険会社及び引受社員にあっては、日本における直近の三事業年度）の平均値を使用することとする。

別表第四

（略）

備考

- ⅰは、相関係数で0.05とする。
- ⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ、ⅴ及びⅴは、それぞれ火災保険（家計地震を除く。）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、積荷保険及びその他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）について、別表第3のリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする。

別表第五

保険の種類	地震災害	推定正味支払保険金の	風水災害	推定正味支払保険金の
	リスク相当額	私保険金の算出方法	リスク相当額	私保険金の算出方法

傷害保険		9%		26%
自動車保険		8%		14%
船舶保険		56%		62%
積荷保険		21%		39%
その他の保険 （自動車損害賠償責任保険を除く。）		17%		34%

備考

- 家計地震保険とは、地震保険に関する法律第2条第2項に規定する地震保険契約をいう（以下同じ。）。
- 正味発生保険金は巨大災害に係る額を除くこととし、直近の3事業年度（外国保険会社及び引受社員にあっては、日本における3事業年度）の平均値を使用することとする。

別表第四

（略）

備考

- ⅰは、相関係数で0.05とする。
- ⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ、ⅴ及びⅴは、それぞれ火災保険（家計地震を除く。）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、積荷保険及びその他の保険（自動車損害賠償責任保険を除く。）について、別表第3のリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする。

別表第五

保険の種類	地震災害	推定正味支払保険金の	風水災害	推定正味支払保険金の
	リスク相当額	私保険金の算出方法	リスク相当額	私保険金の算出方法

火災保険 (家計地震 保険を除く。)	関東大震 災に相当 する規模 の地震が 発生した ときの推 定正味支 払保険金	規則第七十 条第四項等 の規定に基 づき、損害 保険会社等 の責任準備 金の額の計 算に用いる 金額等を定 める件(平成 十年大蔵省 告示第二百 三十三号。以下 「告示第二百 三十三号」とい う。)第一 条の二の規 定に基づく リスクカー ズにおける 再現期間 200 年に対 応する地震 が発生した 場合の推定 支払保険金 等に基づい て算出す	昭和 34 年の台風 第 15 号 (伊勢湾 台風)に 相当する 規模の台 風が発生 したとき の推定正 味支払保 険金	告示第二百 三十二号第 一条の二の 規定に基づ くリスクカ ーズにおけ る再現期間 70 年に対応 する台風が 発生した場合 の推定支払 保険金等 に基づいて 算出する。
--------------------------	--	--	---	--

火災保険 (家計地震保 険を除く。)	関東大震 災が再来 したとき の推定正 味支払保 険金	地震災害リ スクを担保 する保険契 約が付され た物件等の うち被害が 想定される 地域に存在 するものの 正味保険金 額、被災率 等に基づい て算出す る。	昭和 34 年の台風 第 15 号 (伊勢湾 台風)に 相当する 規模の台 風が発生 したとき の推定正 味支払保 険金	風水災害リ スクを担保 する保険契 約が付され た物件等の うち被害が 想定される 地域に存在 するものの 正味保険金 額、被災率 等に基づい て算出す る。
家計地震保険	責任限度 額			

傷害保険		る。	風水災害リスクを担保する保険契約が付された物件等のうち、被害が想定される地域に存在するものの正味保険金額及び被災率等に基づいて算出する。
自動車保険			
船舶保険			
積荷保険			
その他の保険 (自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。)			
家計地震保険	責任限度額		

別表第六

(生命保険会社の場合)

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え1.5%以下の部分	0.01
1.5%を超え2.0%以下の部分	0.2
2.0%を超え2.5%以下の部分	0.8
2.5%を超える部分	1.0
(損害保険会社の場合)	
予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え1.0%以下の部分	0.09
1.0%を超え2.0%以下の部分	0.3
2.0%を超え3.0%以下の部分	0.6

別表第六

(生命保険会社の場合)

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え2.0%以下の部分	0.01
2.0%を超え3.0%以下の部分	0.2
3.0%を超え4.0%以下の部分	0.4
4.0%を超え5.0%以下の部分	0.6
5.0%を超え6.0%以下の部分	0.8
6.0%を超える部分	1.0
(損害保険会社の場合)	
予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え1.0%以下の部分	0.01

<u>3.0%を超え6.0%以下の部分</u>	<u>0.8</u>
<u>6.0%を超える部分</u>	<u>0.9</u>

別表第六の二

I. (略)	
. 最低保証リスク相当額の計算	
1. 標準的方式	
(1) 最低保証リスク相当額は、次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額とする。	
イ 資産価格下落後の責任準備金の額（原則として法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された商品区分ごとに、次のから までに定める手順に基づき算出した額をいう。）	
ロ 次に掲げる区分に応じたリスク対象資産の額から、別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額（別表第七の二によりリスクヘッジの有効性が確認できたものに限る。）を控除した残額に、次の表に掲げる区分に応じた下落率をそれぞれ乗じた額の合計額を算出する。	
リスク対象資産	下落率
国内株式	20%
邦貨建債券	2%
外国株式	10%
外貨建債券、外貨建貸付金等	1%
為替リスクを含むもの	10%
上記 に掲げる額から、その額に次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額を控除する。	

<u>1.0%を超え3.0%以下の部分</u>	<u>0.1</u>
<u>3.0%を超え4.0%以下の部分</u>	<u>0.2</u>
<u>4.0%を超え5.0%以下の部分</u>	<u>0.35</u>
<u>5.0%を超え6.0%以下の部分</u>	<u>0.5</u>
<u>6.0%を超える部分</u>	<u>0.7</u>

別表第六の二

. (略)	
. 最低保証リスク相当額の算出	
1. 標準的方式	
次に掲げる区分に応じたリスク対象金額にリスク係数を乗じて得た額の合計額	

分散投資効果係数 = $1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^5 \sum_{j=1}^5 X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^5 X_i \delta_i}$

× リスク対象資産の構成割合（当該リスク対象資産に係るリスク対象資産相当額が、全てのリスク対象資産についてリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。）

δ 上記に掲げる下落率

ρ_{ij} 次の表に掲げるリスク対象資産 i と j の下落率の相関係数

ρ _{ij}		リスク対象資産 i				
		1 国 内株式	2 外国 株式	3 邦貨 建債券	4 外貨 建債券・ 外貨建貨 付金等	5 為替 リスクを 含むもの
	1 国内 株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00
	2 外国 株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00
	3 邦貨 建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.00
	4 外貨 建債券・ 外貨建貨 付金等	0.00	0.00	0.50	1.00	0.00
5 為替 リスクを	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

含むもの				
— 上記 により算出した額を特別勘定資産の額の合計額で除いた率を算出する。				
— 上記 により算出した率に基づき資産下落が生じたとした場合の、一般勘定における最低保証に係る責任準備金の額を算出する。				
□ 法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に基づき算出された一般勘定における最低保証に係る責任準備金の額				
(2) 最低保証に係る責任準備金の変動をヘッジするための取引を一般勘定において実施した場合には、当該リスクヘッジの対象となる最低保証リスクに対応する特別勘定のリスク対象資産の額までに限り、価格変動等リスク相当額の計算においてリスクヘッジ効果を反映することができる。ただし、その場合には、最低保証リスク相当額の計算においてリスクヘッジ効果を重複してはならない。				
(3) 平成 17 年 3 月以前に締結した契約であって(1)の方法により計算することが困難な保険契約については、次に掲げる区分に応じてリスク対象金額にリスク係数を乗じて得た額の合計額とすることができる。				
区分	リスク対象金額	リスク係数		
最低死亡保険金保証	最低死亡保険金額（ただし、一時払い以外の変額年金保険契約で最低死亡保険金額が定められている場合又は変額保険契約の場合は、保険料の払込回数や経過年数等に応じ、その時点で必要となる金額（以下「予定責任準備金」とい	0.02		

区分	リスク対象金額	リスク係数		
最低死亡保険金保証	最低死亡保険金額（ただし、一時払い以外の変額年金保険契約で最低死亡保険金額が定められている場合又は変額保険契約の場合は、保険料の払込回数や経過年数等に応じ、その時点で必要となる金額（以下「予定責任準備金」とい	0.02		

	<u>う。)</u>	
最低年金原資保証	最低年金原資金額（ただし、一時払い以外の保険契約の場合は、予定責任準備金とする。）	0.02
最低年金年額保証	最低年金年額保証を行うために必要となる最低年金原資金額（ただし、一時払い以外の保険契約の場合は、予定責任準備金とする。）	0.02
最低解約返戻金保証	保険契約ごとに最低解約返戻金額から特別勘定の責任準備金の金額を除いた額のうち正値となるものを合計した金額	1

2．・3．（略）

別表第七

リスク対象資産	リスク係数
国内株式	20%
外国株式	10%
邦貨建債券	2%
外貨建債券・外貨建貸付金等	1%
不動産（国内土地）	10%
金地金	25%
商品有価証券	1%

	<u>う。)</u>	
最低年金原資保証	最低年金原資金額（ただし、一時払い以外の保険契約の場合は予定責任準備金とする。）	0.02
最低年金年額保証	最低年金年額保証を行うために必要となる最低年金原資金額（ただし、一時払い以外の保険契約の場合は予定責任準備金とする。）	0.02
最低解約返戻金保証	保険契約ごとに最低解約返戻金額から特別勘定の責任準備金の金額を除いた額のうち正値となるものを合計した金額	1

（備考）

・ 保険契約ごとの特別勘定の責任準備金が当該保険契約のリスク対象金額の 1.1 倍を上回る場合は、リスク対象金額をゼロとすることができる。

2．・3．（略）

別表第七

リスク対象資産	リスク係数
国内株式	10%
外国株式	10%
邦貨建債券	1%
外貨建債券・外貨建貸付金等	5%
不動産（国内土地）	5%
金地金	20%
商品有価証券	1%

為替リスクを含むもの	10%
------------	-----

備考

1. リスク対象資産からは、子会社等に対する出資及び貸付金を除く。
2. 邦貨建債券からは、満期保有目的の債券（財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下同じ。）を控除する。
3. 国内株式又は外国株式のリスク対象資産の額については、買建での信用取引がある場合には当該額を加え、売建での信用取引がある場合には当該額を控除する。
4. 責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であって、責任準備金との間で利回りの変動に対する時価の変動の程度を概ね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。）については、リスク係数を1%とする。

別表第七の二

リスク対象資産	デリバティブ取引	対象取引残高
国内株式	株式に係る先物取引	時価×取引単位×契約数量
	（売建）	
	株式に係るオプショ ン取引（プット買）	行使価格×取引単位×契 約数量
外国株式	株式に係る先物取引	時価×取引単位×契約数 量
	（売建）	
	株式に係るオプショ ン取引（プット買）	行使価格×取引単位×契 約数量
邦貨建債券	債券に係る先物取引	時価×取引単位×契約数 量
	（売建）	
	債券に係るオプショ ン取引（プット買）	行使価格×取引単位×契 約数量
外貨建債券・	債券に係る先物取引	時価×取引単位×契約数

備考

- ・ 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除する。
- ・ リスク対象資産からは、子会社等に対する出資・貸付金を除く。
- ・ 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものは除く。

（新設）

外貨建貸付金 等	(売建)	量
	債券に係るオゾシヨ ン取引(ゾット買)	行使価格×取引単位×契 約数量
為替リスクを 含むもの	外国通貨に係る先物 取引(為替予約を含 む)(売建)	時価×取引単位×契約数 量
	外国通貨に係るオゾ シヨン取引(ゾット 買)	行使価格×取引単位×契 約数量

備考

1. デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合において、当該デリバティブ取引に関して、次の(1)から(4)までの全ての要件を満たす場合、その他これに準ずる基準によりヘッジの有効性が確認できるときには、当該デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果を認める。

- (1) 特別勘定以外の資産又は負債（子会社等への出資及び貸付金を除く。）の価格変動等に関し、リスクヘッジを目的として行われたデリバティブ取引（以下「ヘッジ取引」という。）であること。
 - (2) ヘッジ取引が取締役会の定めるリスク管理方針に従うものであること。
 - (3) ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係が予め明確化されていること。
 - (4) ヘッジの有効性の確認において、ヘッジ開始時及びヘッジ開始後（少なくとも各事務年度において2回（決算日及び中間決算日））において、ヘッジ対象となる資産又は負債とデリバティブ取引の原資産とのβ値（直近の資産構成割合に基づく過去六十月の月次データ）が0.5 から2 までの範囲内であること（デリバティブ取引の原資産を使用してβ値を測定することが適当でない場合には、原資産に替えて株式指数等を使用することができるものとする。）。
- ただし、次に掲げる場合には、ヘッジの有効性の確認を省略でき

る。

イ 国内株式及び外国株式について、リスク対象資産と同一の個別銘柄を原資産とするデリバティブ取引でヘッジを行っている場合

ロ 邦貨建債券及び外貨建債券・外貨建貸付金等について、リスク対象資産（債券及び貸付金）と同一の通貨の金利に対する先物及びオナシヨ取引でヘッジを行っている場合

ハ 為替リスクを含むリスク対象資産について、資産及び負債の種類に関らず、ヘッジ対象と同一通貨の先物為替予約・通貨オナシヨンでヘッジを行っている場合

2. 1. の場合において、認められるデリバティブ取引によるリスクヘッジの効果の額は、表のリスク対象資産に応じて対象取引残高に定める算式により計算した対象取引残高の額とする。

別表第七の三

1. 分散投資効果の額は、別表第七に掲げるリスク対象資産の貸借対照表計上額（デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められる場合として別表第七の二に掲げる場合に該当するときは、当該リスク対象資産の貸借対照表計上額を限度として同表のリスクヘッジの効果の額を控除した残額。以下この項において「リスク対象資産相当額」という。）にそれぞれ別表第七のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額に、次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額とする。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^8 \sum_{j=1}^8 X_{i1} X_{j1} \delta_{i1} \delta_{j1} \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^8 X_{i1} \delta_{i1}}$$

$$\sum_{i=1}^8 X_{i1} \delta_{i1}$$

ク リスク対象資産の構成割合（当該リスク対象資産に係るリスク対象資産相当額が、全てのリスク対象資産についてリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。）

コ 別表第七に掲げるリスク係数

（新設）

ρ_{ij} 2. に掲げるリスク対象資産 i と j のリスクの相関係数

2. 相関係数

ρ _{ij}	リスク対象資産 j							
	1 国内 株式	2 外国 株式	3 外国 債券	4 外国 債券・ 外貨 建債券 付金等	5 外国 不動産	6 外国 地金	7 外国 商品 証券	8 外国 商品 証券 を 含む もの
1 国内 株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2 外国 株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3 外国 債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	0.25	1.00	0.00
4 外国 債券・ 外貨 建債券	0.00	0.00	0.50	1.00	0.25	0.25	0.50	0.00
5 外国 不動産	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00	0.25	0.00
6 外国 地金	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	1.00	0.25	0.00
7 外国 商品 証券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	0.25	1.00	0.00
8 外国 商品 証券 を 含む もの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

別表第八

リスク対象資産	貸付金、	証券化商	再証券化	短資取引
---------	------	------	------	------

別表第八

リスク対象資産	リスク係数
---------	-------

産		債券及び		品	商品	
		預貯金				
リ	ランク1	0%	0%	0%	0.1%	
ス	ランク2	1%	1%	2%		
ク	ランク3	4%	14%	28%		
係	ランク4	30%	30%	30%	30%	
数						

備考

1. リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金及びクレジットデフォルトスワップ取引を除く。
2. 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。
3. 貸付金には支払承諾見返を含む。
4. 貸付金、債券及び預貯金のうち、証券化商品及び再証券化商品について、貸付金、債券及び預貯金から区分して、それぞれのリスク対象資産の区分のリスク係数を使用する。
5. 証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスプोजチャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、次の(1)から(3)までに掲げるものを除くこととし、当該資産について、貸付金、債券及び預貯金の欄に掲げるリスク係数を適用する

- ① 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券
 - ② 最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券
 - ③ その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券
6. 再証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。
7. 証券化商品及び再証券化商品（証券化商品又は再証券化商品を対象

貸付金 債券 預貯金	ランク1	0%
	ランク2	1%
	ランク3	4%
	ランク4	30%
短 資 取 引		0.1%

備考

- ・ 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。
- ・ 貸付金には支払承諾見返を含む。
- ・ リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金を除く。
- ・ 短資取引の相手先が別表第九に定めるランク4に相当する状態となった場合には、リスク係数を30%とする。

とした金融保証を含む。以下この 7 . において同じ。) について、その商品内容の把握が十分でない場合（次の①から③までに掲げる要件のいずれかを満たさない場合をいう。）には、そのリスク係数を 1 とする。

- (1) 個々の証券化商品及び再証券化商品のリスク特性と、原資産のリスク特性について、包括的な把握を継続して行っていること。
- (2) 原資産の業績情報を適時に取得できること。
- (3) 保有する証券化商品及び再証券化商品の収益に重大な影響を与える証券化取引の構造の特性を保険会社が自ら適切に把握していること。

8 . 証券化商品及び再証券化商品に保証が付されている場合には、当該保証を行う者のランクに応じた貸付金、債券及び預貯金の区分のリスク係数と、当該証券化商品又は再証券化商品のランクに応じた区分のリスク係数のいずれか小さい方を当該取引のリスク係数とする。

9 . 保証対象を証券化商品及び再証券化商品とする金融保証の再保険取引に係るリスク係数について、保証対象の商品内容の把握が十分でない場合は、当該リスク係数を 1 とする。ただし、元受会社が 7 . の①から③までに掲げる要件を満たし、元受会社から保証対象の格付の見直し結果を定期的に入手して確認し、必要に応じて十分な情報を入手できるときは、この限りでない。

別表第九

リスク対象資産	
貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引	証券化商品及び再証券化商品
ラ (a) 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関	左欄の(a)から(e)までのいずれかに該当するもの
ク 1 (b) O E C D 諸国の中央政府及び中央銀行	
(c) 我が国の政府関係機関、	

別表第九

与信先、発行体等	
ラ (a) 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関	
ク 1 (b) O E C D 諸国の中央政府及び中央銀行	
(c) 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業	
(d) (a) ~ (c) に掲げる者の保証するもの	
(e) 保険約款貸付け	
(a) ランク 1 の(a)に該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関	
(b) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業	

	<u>地方公共団体及び公企業</u> <u>(d) (a)から(c)までのいずれかに掲げる者の保証するもの</u> <u>(e) 保険約款貸付け</u>	
ラ ン ク 2	<u>(a) ランク1の(a)及び(b)に該当しない国の中央政府、中央銀行並びにランク1の(a)に該当しない国際機関</u> <u>(b) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業</u> <u>(c) 我が国及び外国の金融機関</u> <u>(d) B B格相当以上の格付を有する者</u> <u>(e) (a)から(d)までのいずれかに掲げる者の保証するもの</u> <u>(f) 抵当権付住宅ローン</u> <u>(g) 有価証券、不動産等を担保とする与信</u> <u>(h) 信用保証協会の保証する与信</u>	ランク1に該当せず、B B格相当以上の格付を有するもの
ラ ン ク 3	<u>ランク1又はランク2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先への与信等</u>	ランク1又はランク2に該当せず、B B格相当以上の格付を有するもの
ラ ン ク	<u>破綻先債権</u> <u>延滞債権</u> <u>3カ月以上延滞債権</u>	ランク1からランク3までのいずれにも該当しないもの

ラ ン ク 2	<u>(c) 我が国及び外国の金融機関</u> <u>(d) B B格相当以上の格付を有する者</u> <u>(e) (a)～(d)に掲げる者の保証するもの</u> <u>(f) 抵当権付住宅ローン</u> <u>(g) 有価証券、不動産等を担保とする与信</u> <u>(h) 信用保証協会の保証する与信</u>
ラ ン ク 3	<u>ランク1、2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先への与信等</u>
ラ ン ク 4	<u>破綻先債権</u> <u>延滞債権</u> <u>3カ月以上延滞債権</u> <u>貸付条件緩和債権</u>

4	貸付条件緩和債権	
---	----------	--

備考

1. リスク対象資産のランクの判定に用いる情報については、算出日以前の最新時点のものをを用いることとする。
2. リスク対象資産が複数のランクに相当する場合には、原則として上位ランクに該当するものとして取り扱うこととする。
3. 保証及び担保が部分的に付されているリスク対象資産は、当該保証又は担保が付されている部分と付されていない部分に分割して、ランクを判定する。
4. 格付は、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関によるものとする。
5. 金融保証の再保険取引の格付については、元受会社から入手した格付及び元受会社の社内格付（指定格付機関の格付がない場合に限る。）を使用することができる。
6. リスク対象資産が複数の指定格付機関から格付を受けている場合であって、それらの格付により判定したランクに応じてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて二番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の指定格付機関の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク係数を用いるものとする。
7. 優先部分を保有している無格付の証券化商品及び再証券化商品については、当該証券化商品又は再証券化商品の原資産の実態に応じてランクを判定できるものとする。

別表第十

子会社等の種類	事業の種類	リスク対象資産	リスク係数
国内会社	金融業務	株式	30%
		貸付金	1.5%

別表第十

	事業形態	リスク対象資産	リスク係数
国内会社	金融関連業務	株式	15%
		貸付金	1.5%

海外法人	非金融業務	株式	20%
		貸付金	1%
	金融業務	株式	25%
		貸付金	9.5%
	非金融業務	株式	15%
		貸付金	9%
上記にかかわらず別表第九のラ ンク4に該当する子会社等		株式	100%
		貸付金	30%

備考

1. 金融業務とは、保険業、銀行業、有価証券関連業、信託業、規則第二十六條の二第一項第二十三号に掲げる業務（これに準ずる同項第二十五号に掲げる業務を含む。）並びに同条第二項第五号及び第十三号から第四十五号までに掲げる業務（これらに準ずる同項第四十六号に掲げる業務を含む。）とする。

2. 非金融業務とは、金融業務以外の業務とする。

3. 子会社等に対する貸付金には、支払承諾見返、未収収益及び子会社等に貸し付けた有価証券を含む。

4. 海外法人に対する円貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第十一

取引の種類	対象取引残高
-------	--------

海外法人	非金融関連業務	株式	10%
		貸付金	1.0%
	金融関連業務	株式	20%
		貸付金	6.5%
	非金融関連業務	株式	15%
		貸付金	6.0%
上記にかかわらず別表第九のラ ンク4に該当する子会社等		株式	100%
		貸付金	30%

備考

・ 金融関連業務を営む子会社等とは、法第 106 条第 1 項第 1 号から第 11 号までに掲げる業務を営む子会社等、規則第 56 条の 2 第 1 項第 23 号に掲げる業務又は同項第 25 号に掲げる業務であって同項第 23 号に掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等及び同条第 2 項第 5 号若しくは第 13 号から第 45 号までに掲げる業務又は同項第 46 号に掲げる業務であって同項第 5 号若しくは第 13 号から第 45 号までに掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等とする。

・ 非金融関連業務を営む子会社等とは、金融関連業務を営む子会社等以外の子会社等とする。

・ 貸付金には、支払承諾見返を含む。

・ 海外法人に対する円貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第十一

取引の種類	対象取引残高	リスク係数
-------	--------	-------

外国通貨に係る先物取引（為替予約を含む。）	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
株式に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
債券に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
外国通貨に係るオプショナル取引	ネット買	行使価格×取引単位×契約数量
	ネット売	行使価格×取引単位×契約数量
株式に係るオプショナル取引	ネット買	行使価格×取引単位×契約数量
	ネット売	行使価格×取引単位×契約数量
債券に係るオプショナル取引	ネット買	行使価格×取引単位×契約数量
	ネット売	行使価格×取引単位×契約数量

備考

1. 第二条第四項の最低保証リスク相当額又は同条第五項の価格変動等リスク相当額の計算においてデリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第七の二のリスクヘッジの効果の額を控除した場合には、表の対象取引残高の額から当該リスクヘッジの効果の額を控除する。

2. 先物の買建取引又はネットオプショナルの売建取引に関して先物の売建取引又はネットオプショナルの買建取引によるリスクヘッジを行っている場合において、別表第七の二に規定するリスクヘッジの有効性の

外国通貨に係る先物取引（為替予約を含む）	売建	時価×取引単位×契約数量	5 %
	買建	時価×取引単位×契約数量	5 %
株式に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量	10%
	買建	時価×取引単位×契約数量	10%
債券に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量	1 %
	買建	時価×取引単位×契約数量	1 %

確認ができるときは、当該先物の買建取引又はロットオポジションの売建取引に係る対象取引残高の額から当該先物の売建取引又はロットオポジションの買建取引に係る対象取引残高の額を控除する。

3. 2. により対象取引残高の額を控除する先物の売建取引がある場合には、その額を表の先物の売建取引に係る対象取引残高の額の計算においても控除する。

4. 1. から 3. までの定めにより計算された取引の種類に応じた対象取引残高の額が零未満となる場合には、その対象取引残高の額は零とする。

別表第十二

取引の種類	リスク係数 (a)	リスク係数 (b)
外国通貨に係るデリバティブ取引	10%	10%
株式に係るデリバティブ取引	20%	25%
債券に係るデリバティブ取引	2%	8%

備考

1. リスク係数 (a) の対象は、先物の買建取引及びロットオポジションの売建取引について適用する。
2. リスク係数 (b) の対象は、先物の売建取引について適用する。

別表第十三
(略)

備考

1. 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引 (FXA)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。

別表第十二

取引の種類	対象取引残高	リスク係数
外国通貨に係るオプション取引	ロット買	5%
	ロット売	5%
株式に係るオプション取引	ロット買	10%
	ロット売	10%
債券に係るオプション取引	ロット買	1%
	ロット売	1%

別表第十三

(略)

備考

- 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引 (FXA)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション (オプション権の取得に限る。)等をいう。
- 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション

2. 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオポジション（オポジション権の取得に限る。）等をいう。
3. 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引、金利オポジション（オポジション権の取得に限る。）及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。
4. 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオポジション（オポジション権の取得に限る。）等をいう。
5. 貴金属（金を除く。）関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオポジション（オポジション権の取得に限る。）等をいう。
6. その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオポジション（オポジション権の取得に限る。）等をいう。
7. 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が14日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額のうち第二条第八項第三号に掲げる額の算出対象から除くことができる。

別表第十四

取引の区分	リスク対象資産の額	リスク対象資産の所在地	リスク係数
クレジिटデフォルトスワップ取引によるプロポジションの売却	プロテクションに係る参照債務の想定元本額	日本 米国 欧州 その他	5.6% 2.9% 2.5% 5.6%

備考

1. プロテクションに係る参照債務の想定元本額には、当該プロテクションに係るクレジिटデフォルトスワップ取引に関連して計上される資産（未収入金として計上された未収プレミアムを含む。）の額を加

- （オポジション権の取得に限る。）等をいう。
- ・ 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オポジション（オポジション権の取得に限る。）等をいう。
 - ・ 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオポジション（オポジション権の取得に限る。）等をいう。
 - ・ 貴金属（金を除く。）関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオポジション（オポジション権の取得に限る。）等をいう。
 - ・ その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオポジション（オポジション権の取得に限る。）等をいう。
 - ・ 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引、及び原契約期間が14日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額のうち第二条第六項第三号に掲げる額の算出対象から除くことができる。

別表第十四

リスク対象金額	リスク係数
規則第71条（規則第160条において準用する場合を含む。）に基づいて積み立てないこととした責任準備金及び規則第73条第3項（規則第160条において準用する場合を含む。）において準用する規則第71条に基づいて積み立てないこととした支払準備金	1%

備考

- ・ 損害保険会社にあつては、家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る額を除く。
- ・ 損害保険会社にあつては、別表第三に掲げる保険の種類ごとに出再

算し、当該取引に関連して計上される負債の額を控除する。

2. 売却したプロテクションと参照債務の債務者が同一であり、かつ、当該プロテクションの満期日以後の日を満期日とするプロテクションを購入している場合には、当該売却したプロテクションに係る参照債務の想定元本額から購入したプロテクションに係る参照債務の想定元本額を控除した残額（零未満となる場合は零とする。）を当該売却したプロテクションの売却に係るリスク対象資産の額とする。

3. リスク対象資産の所在地とは、プロテクションに係る参照債務の実態に応じたものとする。

4. プロテクションの購入については、当該取引に係るリスク対象資産の額は零とする。

別表第十五

リスク対象金額	リスク係数
規則第七十一条（規則第百六十条において準用する場合を含む。）に基づいて積み立てないこととした責任準備金の額及び規則第七十三条第三項（規則第百六十条において準用する場合を含む。）において準用する規則第七十一条に基づいて積み立てないこととした支払準備金の額の合計額	1 %

備考

1. 損害保険会社にあつては、積み立てないこととした責任準備金及び支払準備金のうち家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る部分の額を除く。

2. 損害保険会社にあつては、別表第三に掲げる保険の種類ごとに、出再割合が 50%を超える場合のその 50%を超える部分に対応したリスク対象金額については、リスク係数を 2 %とする。

3. 生命保険会社にあつては、最低保証リスクを有している保険の種類ごとに、出再割合が 50%を超える場合のその 50%を超える部分に対応したリスク対象金額については、リスク係数を 2 %とする。

割合が 50%を超える場合には、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を 2 %とする。

- ・ 生命保険会社にあつては、最低保証を有している保険の種類ごとに、出再割合が 50%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を 2 %とする。

（新設）

別表第十六

リ ス ク 対 象 金 額	リスク係数
再保険貸（外国再保険貸を含む。）の額	1 %

備考

- ・ 損害保険会社にあつては、家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る再保険貸の額を除く。

別表第十七・別表第十八

別表第十五

リ ス ク 対 象 金 額	リスク係数
再保険貸（外国再保険貸を含む。）	1 %

備考

- ・ 損害保険会社にあつては、家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る額を除く。

別表第十六・別表第十七